

質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長（経営企画部行革推進課、総務部職員課、管財課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

庁舎再編について

鎌倉市職員労働組合の旧901会議室に係る妨害行為について

2 質問の要旨

- (1) 平成27年8月31日に神労委平成27年（不）第9号不当労働行為申立事件に関して発せられた勧告については、今年度中に、鎌倉市職員労働組合を10月までには退去させ、旧901会議室を解体する方針に影響は及ばないのか。
- (2) 神奈川県労働委員会は、旧901会議室は、鎌倉市職員労働組合に対して目的外使用許可を出しており、職員団体としての立場である鎌倉市職員労働組合がその申請を出していることを把握しているのか。把握していないのであれば、それを何故伝えていないのか。
- (3) 平成27年9月4日に鎌倉市職員労働組合の役員等三名が議会に前述の勧告書を配布していたが、有給休暇を取得していたのか。それは其々何時間取得したのか。

3 答弁

- (1) 神奈川県労働委員会の勧告内容は、「平成27年（不）第9号不当労働行為救済申立事件が当委員会に係属中であることにかんがみ、被申立人は、この事件の審査手続終了までの間、申立人が被申立人本庁舎敷地内において事務所の使用を継続することについて、申立人と誠意をもって十分に協議すること。」です。

今年度中の旧901・902会議室及び倉庫の解体に向けて、引き続き誠意をもって協議を重ねてまいります。

- (2) 神奈川県労働委員会に対しては、旧901会議室の目的外使用について、実効確保の措

置勧告の申立人ではなく鎌倉市職員労働組合に対し、許可していることを、勧告が出される前に伝えていきます。

- (3) 9月2日に、鎌倉市職員労働組合の2人の役員が8時30分から10時00分まで、もう1人の役員が8時30分から12時00分まで休暇を取得しています。